

意 見 書

東原保育園 施設長 殿

児童氏名

病名 ()

令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医 师 名

印

《 医師の意見書が必要な感染症 》

| 感染症名 | 登園のめやす |
|-----------------|--|
| 麻しん(はしか) | 解熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから |
| 風しん | 発しんが消失してから |
| 水疱(水ぼうそう) | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから |
| 結核 | 医師により感染の恐れがないと認められてから |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎(はやり目) | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 特有の咳が消失してから 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認められてから |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認められてから |